超タコちゃん・３年生

2026年10月1日

商　品　名 （愛　称）	自由金利型定期預金M型＜複利型＞ スーパー定期『超タコちゃん・3年生』

1. 販売対象	個人のみ
2. 期　　間	・３年（元金・元利金自動継続扱い）
3. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・ 一括預入 ・ 10万円以上 ・ １円単位
4. 預入条件	・次のいずれかに該当する方 (1) 給与受取の契約日の前月から当日までに実績がある方 (2) 当金庫の出資会員である方 (3) 個人ローン（きゃっする・マイカー・フリー・教育）を契約している方 (4) 住宅ローンを利用している方 (5) 当金庫で初めてお口座を開設される方
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。 ・なお、その定期預金が総合口座取引の担保となっている場合、その元利金は総合口座普通預金へ入金します。
6. 利息 (1)適用利率 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・当初預入日から満期日までの３年間については、次の利率を適用します。 税引前　年１．３％　（税引後　年１．０３５％） ※　税引後利率は税率を20.315%として表示しています。 ・自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期３年ものの店頭表示利率を適用します。 ・満期日以降に一括して支払います（中間利払いは行ないません）。 ・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算で6ヵ月毎の複利計算します。
7. 税　　金	・分離課税　20.315%（国税15.315%、地方税5%）（復興特別所得税追加後税率） ※ 復興特別所得税追加課税は2037年12月31日までです。 ※ マル優を利用の場合は除きます。
8. 手 数 料	――――――――――
9. 付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の適用利率に０．５%上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前（自動継続したときはその満期日）に解約する場合は、次の預入期間に応じた利率および預入日から解約日の前日までの日数により6ヶ月毎に複利計算した利息とともに支払います。 ① 預入期間6ヶ月未満・・・・・・・・「普通預金利率」 ② 預入期間6ヶ月以上1年未満・・・・「約定利率×10%(小数点第4位以下は切捨て。以下同じです。)」 ③ 預入期間1年以上1年半未満・・・・「約定利率×20%」 ④ 預入期間1年半以上2年未満・・・・「約定利率×30%」 ⑤ 預入期間2年以上2年半未満・・・・「約定利率×40%」 ⑥ 預入期間2年半以上3年未満・・・・「約定利率×70%」 ただし、解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。
11. 金利情報の入手方法	・窓口へご照会下さい。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部（9時～17時、電話：0120-15-2489）にお申し出ください。 ・紛争解決措置　兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	・取扱期間　２０２６年１０月１日～２０２６年１２月３０日 取扱期間中であっても、募集総額に達した場合や金利情勢等により、お取扱いを終了させていただくことがあります。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護されます（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます）。

日新信用金庫